

国都下企第27号  
国都下事第233号  
平成20年10月10日

各都道府県下水道担当部長 殿  
各政令指定都市下水道担当局長 殿  
日本下水道事業団事業統括部長 殿  
独立行政法人 都市再生機構下水道担当部長 殿

国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 下水道企画課長  
下水道事業課長

### 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等の安全性の向上について

標記については、既に「集中豪雨等に対する下水道工事の安全対策について」（平成20年8月6日付け国都下事第153号）等により対策の実施をお願いしているところであるが、更なる安全性の向上を目指して、学識経験者、厚生労働省、気象庁、地方公共団体、関係団体からなる「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会」を設立し、検討を行ってきた。

今般、その検討の結果を「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」として、とりまとめたので送付する。

本手引きを参考に、発注者として、請負者が安全に下水道管渠内工事等を遂行できるよう、標準的な中止基準の設定、講習・訓練の実施、安全管理に関する情報の整理等について、適切に取り組まれない。また、実施中の工事等も含めて、請負者とも協議を行い、下水道管渠内工事等の安全対策に万全を期されるよう、重ねてお願いする。

なお、各都道府県におかれては、この旨管下市町村（政令指定都市を除く）にも周知されたい。